

入札公告

令和6年度高知県経営事項審査等パンチ入力委託業務について、一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12条）第7条の規定により公告します。入札参加希望者は、下記により申請書類を作成し、提出してください。

令和6年3月25日

高知県知事 濱田 省司

記

第1 入札に付する事項

- （1）業務名 令和6年度高知県経営事項審査等パンチ入力委託業務
- （2）業務概要 別添仕様書のとおり
- （3）業務期間 契約日から令和7年3月31日まで

第2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- （1）高知県内に主たる事業所（本社または本店等）を置く者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）高知県における「令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- （4）この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （5）この入札公告に示した役務と同種類かつ同規模の契約実績が、国又は地方公共団体との間において過去2年間に2回以上あることを証明した者であること。
- （6）高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月10日高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- （7）落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

第3 入札に関する事項

- （1）入札日時：令和6年4月17日（水）午前10時00分
郵送による入札は認めない。

(2) 入札場所：〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
高知県庁 本庁7階会議室

(3) 仕様書等の交付方法

令和6年3月26日(火)から令和6年4月5日(金)までに高知県土木政策課のホームページからダウンロードするものとする。

URL：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/2021040200111.html>

(4) 問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
高知県土木部土木政策課 建設業振興担当
電話 088-823-9815

第4 仕様書等に関する質疑応答

質疑事項がある場合は、次の(1)及び(2)に従い、書面(別添様式)を提出すること。

(1) 書面は、第3の(4)に示す高知県土木部土木政策課建設業振興担当へ電子メールにより提出し、電話によりその受信を確認すること。それ以外のFAX、電話等の方法による質疑には回答しない。

電子メールアドレス：170201@ken.pref.kochi.lg.jp

電子メールの件名：令和6年度高知県経営事項審査等パンチ入力委託業務に関する質疑書【質問者名】

(2) 書面の受付期間は、この公告の日から令和6年3月28日(木)までの間の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答は、令和6年4月1日(月)午後5時までに、質問を行った者及び申請書類を提出した全ての者に対し電子メールにより行う。

第5 入札参加資格申請

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、以下に示す申請書類一式を、第5の(2)に示した期日までに、同(3)に示した場所に提出し、審査を受けなければならない。申請書の提出のあった者は、開札日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

申請書類(次のアからエまでの関連書類を綴りとする)各1部

ア 一般競争入札参加意思確認書(第1号様式)

イ 契約実績証明書(別紙1)

ウ 実務経験証明書(別紙2)

エ 契約履行誓約書(別紙3)

※上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

(2) 提出期限：令和6年4月5日(金)午後5時まで

(3) 提出場所：〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
高知県土木部土木政策課建設業振興担当
電話(088)-823-9815

(4) 提出方法：直接持参又は郵送(郵送の場合はその旨を電話で連絡すること)

(5) 費用：提出者の負担とする

(6) 参加資格有無の連絡

申請書の提出のあった者には、入札参加資格の確認結果を一般競争入札参加資格確認通知書にて令和6年4月12日（金）までに電子メールにて通知する。

第6 入札方法等

- (1) 入札は、入札者又はその代理人が入札書を所定の入札箱に投函して行なう。
- (2) 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投函することはできない。
- (3) 入札金額は、仕様書の第2に示す委託業務に必要な金額を記載すること。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
- (5) 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。
- (6) 入札条項等

- ア 入札保証金：高知県契約規則第9条及び第10条の規定による。
- イ 最低制限価格：設定しない。
- ウ 契約保証金：高知県契約規則第39条及び第40条の規定による。

第7 入札の辞退

- (1) 入札者は、入札執行完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前には、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）すること。
 - イ 入札執行中には、前号の入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行するものに直接提出すること。
- (3) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものとする。

第8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者がした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 入札書の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札
- エ 入札の氏名その他重要な文字及び認印が誤脱し、その意志表示が不明瞭である入札
- オ 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参

加者の代理をした者のした入札

カ 明らかに談合によると認められる入札

キ 所定の入札箱に投函しなかった入札

ク その他入札に関する諸条件に違反した入札

第9 入札執行の延期等

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取止め又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

ア 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。

イ 入札者が談合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。

第10 落札者の決定方法

(1) 高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 同価格の者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) 入札価格が予定価格を超える場合は、開札後続けて再度入札を行う。

(4) 再度入札（合わせて3回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

第11 契約条項

別添契約書(案)のとおり。

第12 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 提出された入札参加資格申請書類は返却しない。